

農地賃借料情報を公表します

令和8年3月1日
広川町農業委員会

平成21年の農地法の改正により標準小作料制度が廃止され、それに代わるものとして地域の実勢を踏まえた賃借料情報を公表することとなっています。

令和7年1月から令和7年12月までの間に契約された農地の賃貸借における賃借料水準(10aあたり)は以下のとおりです。

ただし、あくまでも賃借料は目安ですので、実際の賃借料は、貸し手と借り手の双方で話し合って決定します。

広川町農地賃借料情報(令和7年1月～令和7年12月契約分) 10a当たり

品目	農地の区分	平均額	最高額	最低額	データ数
水稻	ほ場整備地区	13,200 円	24,500 円	8,500 円	45
	ほ場整備地区以外	13,300 円	18,000 円	11,100 円	39
苺	ほ場整備地区	51,900 円	80,000 円	32,000 円	17
	ほ場整備地区以外	72,200 円	75,000 円	60,800 円	10
ぶどう	—	41,500 円	60,000 円	15,000 円	21
茶	—	21,200 円	30,300 円	14,600 円	12
花卉	—	197,300 円	216,800 円	108,100 円	14
野菜	—	10,400 円	12,000 円	10,000 円	17

(問い合わせ先)

広川町農業委員会

TEL 0943-32-1841

内線262